

読み書き障害への合理的配慮としての マルチメディアDAISY図書「わいわい文庫」

北陸大学国際コミュニケーション学部心理社会学科

教授 河野 俊寛

通常学級の中の「『読む』又は『書く』に著しい困難を示す」児童生徒

2022年12月13日に、文部科学省から、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）について」が発表されました。「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒が、小学校と中学校の通常学級に8.8%存在する可能性がある、という結果でした。この全国調査は今回が3回目で、1回は平成14年（2002年）に、2回は平成24年（2012年）に実施されています。「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、第1回の結果では6.3%、第2回の結果では6.5%でした。今回は大幅に増加していたので、ニュース等でも大きく取り上げられました。

しかし、実は小学生だけの結果では、全体で10.4%、1年生12.0%、2年生12.4%、3年生11.0%、4年生9.8%、5年生8.6%、6年生8.9%となっているのです。小学校だけ見ると、10人に1人の割合になります。調査報告の中では、

中学生で割合が大きく減少しているのは、支援が必要な児童の情報が小学校から引き継がれていないこと、中学校での通級指導教室の設置が進んでいないことから、通級指導教室からの参考となる情報が得られにくいこと、及び、教科担任制のために支援が必要な生徒が気づかれにくいことが原因ではないか、と分析されています。

この調査の中には、学習面だけの結果も示されています。「学習面で著しい困難を示す」児童生徒の割合は6.5%となっています。10年前の第2回調査では4.5%でした。こちら、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒の割合と同様に増加しています。しかし、こちらも小学校だけのデータでは、全体で7.8%、1年9.1%、2年9.0%、3年8.2%、4年7.3%、5年6.8%、6年6.4%となっています。小学校の低学年では、学習面で著しい困難を示す児童は約9%いる可能性があるということです。

学習面に関しては、調査項目として「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」についての質問があります。そのうち、「読む」又は「書く」に著しい困難を示す児童生徒は3.5%

となっています。こちらは、小学校だけのデータは公表されていないのでわかりませんが、小学校だけであれば3.5%以上になることが推測されます。

読み書き障害という障害

では、「読む」又は「書く」に著しい困難がある原因には何があるのでしょうか。

代表的な原因としては、読み書き障害があります。文部科学省の全国調査の質問項目には、読み書き障害の特徴ともいえる、「初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える」、「文中の語句や行を抜かしたり、または繰り返し読んだりする」、「音読が遅い」、「勝手読みがある（「いきました」を「いました」と読む）」、「文章を書く際、漢字をあまり使わない」、「漢字の細かい部分を書き間違える」、「句読点が抜けたり、正しく打つことができない」、「限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書かない」などがあります。ですので、調査では、「読む」又は「書く」に著しい困難を示す状態として、読み書き障害の状態を想定していると考えられます。

読み書き障害については、「低次の読み書き」と「高次の読み書き」について理解するとわかりやすくなります。低次の読み書きは、読みでは文字を音に変換する、書きでは音を文字に変換

するプロセスです。このプロセスは、定型発達の人では自動化するので、意識されることはほとんどありません。一方、高次の読み書きは読解であり作文です。こちらは自動化しません。高次の読み書きのプロセスは常に意識されますから、読み書きと聞くと、高次の読み書きしか思い浮かばないのです。しかし、高次の読み書きの背後では、必ず低次の読み書きが重要な働きをしています。

読み書き障害は、その低次の読み書きの困難です。読み書き障害があると、低次の読み書きが自動化しないので、そのプロセスに大きな努力が必要になり、その結果、すらすらと正確に読み書きできない、という状態になります。まったく読めない、まったく書けない状態ではありません。低次の読み書きに多くのエネルギーを使ってしまうので、結果として高次の読み書きが弱く見えることがあります。しかし、高次の読み書きには直接困難はないので、文字ではなく音声情報であれば内容理解ができたり、口頭発表であれば、高度な内容を話したりすることができます。

低次の読み書きが自動化している人にとって、低次の読み書きは当然できることと考えてしまいます。したがって、すらすらと正確に読み書きできない姿を見ると、怠けている、努力不足である、とってしまうことがあります。読み書

き障害の子どもを目の前にすると、怠けてはいけないと善意で叱責する人がいます。しかし、これはいわば、歩くことに不自由があって車イスを使っている子どもに、歩くことを怠けてはいけない、頑張れば車イスを使わなくても楽に歩けるようになると言っているようなものです。

読み書き障害への合理的配慮

障害者差別解消法が制定されてから、合理的配慮という考え方が広まってきました。合理的配慮の定義は、障害者の権利に関する条約の中に、『合理的配慮』とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とあります。適当な変更及び調整を行って、スタートラインをそろえるものが合理的配慮です。

では、読み書き障害のある子ども・おとなに対しての合理的配慮には何が
あるのでしょうか。

低次の読み書きへの合理的配慮があればよいのです。たとえば、低次の読みに対して代読する、低次の書きに対して代筆をするということが、合理的配慮の一つになります。合理的配慮は、

スタートラインをそろえるだけです。代読や代筆は、高次の読み書きに対して有利に働きません。ですから、たとえば入学試験に代読と代筆で受験した場合、合格点に届かなければ、当然不合格です。

読書に対しても同じです。読書時の低次の読みへの合理的配慮が必要になります。読み書き障害があって、文字をすらすらと正確に読めなければ、定型発達の子どもたちと同じレベルで、読書をするというスタートラインに立つことがむずかしいのです。文字がすらすらと正確に読めないから、自分で読書をすることは少ないけれども、読み聞かせは大好きな子どもたちがいます。文字を介さない読み聞かせであれば、ダイレクトに高次の読みにアクセスできるからです。読み聞かせは魅力的な活動です。しかし、自分の読みたい本を読みたい時に読みたい場所で読むという活動も、子どもたちには必要でしょう。読書時の定型発達の子どもたちと同じスタートラインに立つ機会を提供しているのが、マルチメディアDAISY図書「わいわい文庫」ではないでしょうか。

今後ますます「わいわい文庫」の作品数が増え、読み書き障害などがあって、読書をするというスタートラインに立つことがむずかしい子どもたちに、幅広い分野の読書を楽しむ機会を提供し続けていただきたいと思います。